

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53192	音響用テープ記録機器等付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-439	一	テープレコーダー等部品及び付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5292	ディスク記録機付属品
H6-53292	映像用テープ記録機等付属品
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品
H6-592	情報記録機等付属品
H7-2192	音響情報記録再生機器等付属品

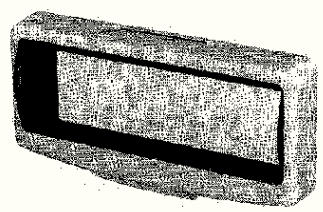
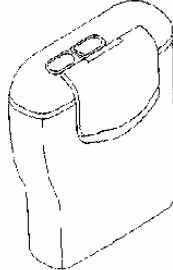
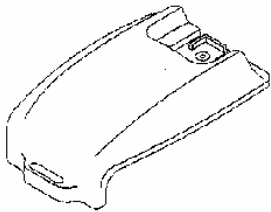
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
テーププレーヤー用ケース	

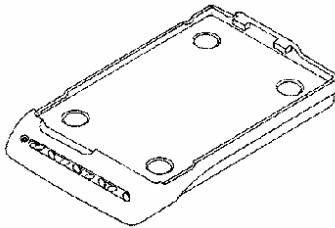
定義

主となる音響用テープ記録機器等にのみ使用する付属品を分類する。

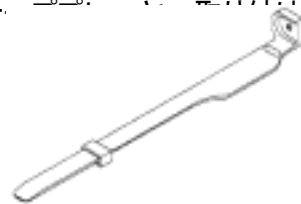
登録936329号 「テーププレーヤー用取っ手」 登録895516号 「テーププレーヤー用ケース」 登録851888号 「船舶搭載用テーププレーヤーの防水カバー」



登録904182号 「車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台」



登録936330号 「テーププレーヤー用取り付けベルト」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

<H6-5代の各部品・付属品分類と、H6-591、592との関係>
 ・何れの記録機において使用するのかわからない、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6-591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6-591へ。
 ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

過去に分類した物品の名称		
船舶搭載用テーププレーヤーの防水カバー	ラジオチューナー付きテーププレーヤー用取り付け具	テーププレーヤー取り付け用ベルト
テーププレーヤー用取っ手	車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台	

